

JAはが野で

キャンペーン期間

令和5年6/1(木) ▶ 令和5年12/29(金)

NISAスタート

キャンペーン!!

©よりぞう

◀ NISA口座新規開設 + ご利用で ▶

現金

最大

2,500円 プレゼント!

もれなく!

NISA口座新規開設で

現金

1,500円プレゼント

+

さらに!

令和6年1月31日(水)時点において
NISA口座に5,000円以上の残高がある方は
※残高は契約金額とする。

現金

1,000円プレゼント

対象:NISA口座(一般NISA・つみたてNISA)

対象条件やご留意事項の詳細については **裏面** をご覧ください

お気軽にご相談ください

【はが野農業協同組合 登録金融機関 関東財務局長(登金)第391号】

お問合せ先



●本店(金融部) ☎0285-83-7725

●真岡支店 ☎0285-84-6611

●茂木支店 ☎0285-63-1105

●二宮支店 ☎0285-74-0020

●市貝支店 ☎0285-68-1311

●益子支店 ☎0285-72-3246

●芳賀支店 ☎028-677-0080

ご存知ですか？

印鑑不要

来店不要

365日・24時間

スマホでできる投資信託「JAバンク投信ネットサービス」

JAバンクなら、スマホだけでお取引引きが完結！

投資信託の
売買

つみたて
サービス

照会

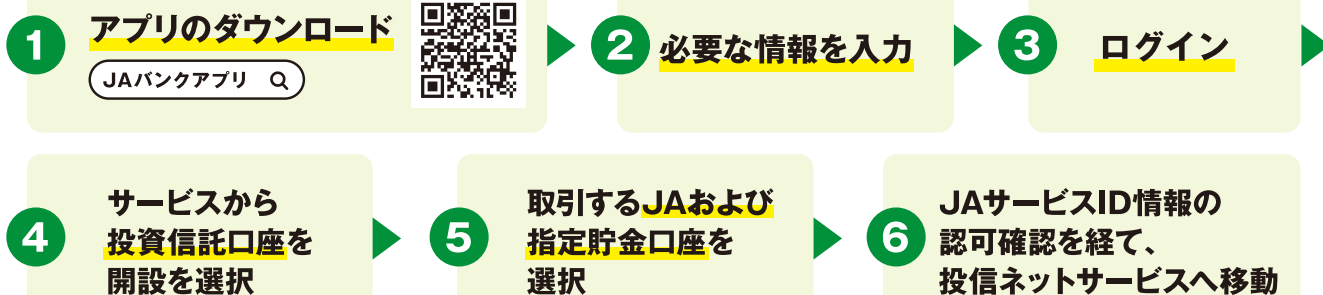
電子交付
サービス



NISA口座開設から、購入・解約や運用損益の確認も簡単！
JAバンクアプリのご登録と投信注文申込み方法



©よりぞう



【キャンペーンに関する留意事項】●個人のお客様に限りです。●キャンペーン期間内にNISA口座を新たにJAがが野で開設された方(他金融機関からの金融機関変更によるNISA口座開設も含みます)、さらに令和6年1月31日(水)時点において、5,000円以上残高のある方(残高は契約金額とする)を対象といたします。●現金のプレゼントは、令和6年2月に投資信託指定貯金口座にお振込みいたします。現金お振込みの際に投資信託口座が解約となっている場合はプレゼントの対象外となります。●プレゼントは課税対象となる場合があります。詳細は所轄の税務署にご相談ください。●キャンペーン期間中であっても、情勢変化等によりキャンペーン内容を変更・終了する場合があります。●JAバンク投信ネットサービスからのお申込みも対象となります。

【NISAに関する留意事項】●令和5年1月1日現在で、18歳以上の方がNISA口座を開設できます。●NISA口座開設は当JAから税務署に届出をするため、開設までに一定の期間を要します。

投資信託に関してご留意いただきたい事項

- 投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証がありません。
- 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 投資信託の運用による利益及び損失は、投資信託の購入者に帰属します。
- 当組合では、お客様から有価証券の売買等に必要なお金および有価証券をお預かりし、法令に従って当組合の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当組合の財産と分別し、記帳および振替を行います。

- 一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
 - ・購入時：申込手数料がかかるファンドがあります。
 - ・運用期間中：運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差引かれます。
 - ・換金時：信託財産留保額がかかるファンドがあります。
- お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

NISA(少額投資非課税制度)、つみたてNISAに関してご留意いただきたい事項

- NISA口座は同一年において1人1口座だけ開設できます。複数の金融機関で開設はできませんのでご注意ください。ただし、金融機関の変更は可能です。
- NISA口座は同一年において「NISA」もしくは「つみたてNISA」のいずれかを選択する必要があります。両方開設することはできません。
- つみたてNISA口座の申込書が複数の金融機関にそれぞれ提出されると、税務署における確認に時間を要し、つみたてNISA口座の開設に相当の期間を要する場合や、つみたてNISA口座が開設できない場合があります。
- 口座開設の手続き留意事項はJA窓口でお尋ねください。他の金融機関でNISA口座をすでにお持ちの場合は手続きが異なります。お手続き留意事項はJA窓口でお尋ねください。

- NISA口座や課税口座の開設に関する最終的な判断は、お客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。
- 当資料は、令和5年2月1日時点で公布されている税法等に基づいて作成していますが、令和6年(2024年)以降のNISA制度の抜本的拡充・恒久化の方針をはじめ今後の税制改正等により、当資料の記載事項と内容が変わる可能性があります。
- 具体的な税法上の取り扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。
- 基準経過日における氏名・住所の確認が必要になります。



2023年6月1日現在